



佐賀県公報

平成20年
2月8日
(金曜日)
第13015号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

規則

◎佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(三・企業立地課) 一

◎貸金業の規制等に関する法律施行細則及び佐賀県貸金業者登録簿

閲覧規則の一部を改正する規則

(四・商工課) 二

告示

◎森林法第八十九条の規定による掲示及び告示

(四〇・森林整備課) 二

◎公有水面埋立てに関する工事の竣工認可

(四一・港湾課) 三

公告

◎肥料登録の有効期間の更新

(園芸課) 四

◎林業用種苗生産事業者講習会の開催

(林業課) 四

◎福富土地改良区営土地改良事業計画変更決定

(農地整備課) 五

◎土地改良区解散の認可

() 五

◎電子収納システム用サーバー等機器借入れに係る一般競争入札

(会計課) 五

公安委員会事項

◎佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

(規則・一) 九

公布された規則のあらまし

◎佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三号)

1 特例対象者の要件に、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十四条第一項に規定する特定事業者に該当する

ときは同条第三項に規定する企業立地計画の承認を受けていなければならないことを加えることとした。(第五条及び様式第三号関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

◎貸金業の規制等に関する法律施行細則及び佐賀県貸金業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則(規則第四号)

1 貸金業の規制等に関する法律の改正に伴い、次に掲げる規則について所要の改正を行うこととした。

(1) 貸金業の規制等に関する法律施行細則

(2) 佐賀県貸金業者登録簿閲覧規則

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月八日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第三号

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

則

第五条に後段として次のように加える。

この場合において、当該者が企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十四条第一項に規定する特定事業者に該当するときは、同条第三項に規定する企業立地計画の承認を受けていなければならない。

様式第三号の注の(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 第五条後段の規定に該当する場合は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)

第14条第3項に規定する企業立地計画の承認書の写し

附則

この規則は、公布の日から施行する。

貸金業の規制等に関する法律施行細則及び佐賀県貸金業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月八日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第四号

貸金業の規制等に関する法律施行細則及び佐賀県貸金業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

(貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和五十八年佐賀県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貸金業法施行細則

第一条中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第二条中「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」

に、「第三条第二項」を「第一条の五第二項」に、「第三十条第二項及び第三項」を「第二十六条の二十九第二項及び第三項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 廃業等届出書の副本及び貸金業法施行規則第十条第一項各号に掲げる

場合の区分に応じ当該各号に定める書類 各一部

第三条中「法第三十五条第二項及び第四十二条第三項」を「法第二十四条

の六の十第五項(法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

様式の(表)中「佐賀県に勤務し、貸金業者又は貸金業協会の検査に従事する者」を「貸金業法第24条の6の10第3項又は第4項(同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定により立入検査を行う職員」に改め、同様式の(裏)中「貸金業者又は貸金業協会の検査」を「立入検査」に改める。

(佐賀県貸金業者登録簿閲覧規則の一部改正)

第二条 佐賀県貸金業者登録簿閲覧規則(昭和五十八年佐賀県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

◎佐賀県告示第四十号

平成十九年十二月二十一日付け佐賀県告示第六百八十号で告示した指定施業要件変更予定保安林に関する通知に係る森林所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第百八十九条の規定により、その通知の内容を唐津市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成二十年二月八日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

佐賀県知事 古川 康

古川 康

古川 康

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	氏名	住所
唐津市七山荒川字細川一二一の一三	吉村 丈太郎	唐津市七山荒川一二〇五
唐津市七山荒川字平野八五八の四	青木 久太郎	唐津市七山荒川六〇
	王丸 伊八	唐津市七山荒川六七
	織山 庄八	唐津市七山荒川六五
	古川 太七	唐津市七山荒川五八
	前田 儀八	唐津市七山荒川六八
	前田 奎平	唐津市七山荒川六六
唐津市七山荒川字若菖蒲九三九の一	吉村 市太郎	唐津市七山荒川四六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

唐津市七山荒川字細川一二一の一三

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町

に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第四十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により、

次のとおり公有水面埋立工事の竣功を認可した。

平成二十年二月八日

呼子港湾管理者

佐賀県知事 古川 康

一 竣功認可の年月日 平成二十年一月十六日

二 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 佐賀県

(二) 住所 佐賀市城内一丁目一番五十九号

(三) 代表者の氏名 佐賀県知事 古川 康

三 埋立区域

(一) 位置 佐賀県唐津市呼子町大字呼子一七四四番三、一七四〇番一、一七四〇番七並びに一七四〇番四、一七四〇番三、一七四〇番六及び一七三五番一に接する無番地の地先公有水面

(二) 区域 次の①の地点から③の地点まで順次に結んだ線、③の地点と⑫の地点を結んだ線、⑫の地点から⑭の地点まで順次に結んだ線、⑭、⑮、⑯の地点まで順次に結んだ線、⑯の地点と⑳の地点を結ぶ平成八年の春分の満潮位(D・Lプラス二・四六メートル)における公有水面と陸地との境界線、㉑の地点と㉒の地点を結んだ線、㉓の地点と㉔の地点を結ぶ平成八年の春分の満潮位(D・Lプラス二・四六メートル)における公有水面と陸地との境界線との境界線、㉕の地点と㉖の地点を結ぶ昭和五十九年八月九日付け佐賀県指令五十九港第一一六八号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・Lプラス二・四六メートルにより決定)、㉗の地点と㉘の地点を結んだ線、㉙の地点から三〇四度二九分一四秒一〇・〇〇メートルの地点を円心とする半径一〇・〇〇メートル地点を円心とする半径一〇・〇〇メートルの円周で㉚の地点と㉛の地点を結ぶ南東側の円弧、㉜の地点から㉝の地点までを順次に結んだ線、㉞の地点と㉟の地点を平成八年の春分の満潮位(D・Lプラス二・四六メートル)における公有水面と呼子先方防波堤との境界線、㊱の地点と㊲の地点を結んだ線及び㊳の地点と㊴の地点

を結ぶ陸地と公有水面との境界線(D・Lプラス二・四六メートルにより決定)により囲まれた区域

- ①の地点 国土地理院加部島三角点(北緯三三度三二分四九秒二六、東經一二九度五二分三七秒三二。以下「基点」という。)から八九度四一分四八秒一三一八・三七メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から五七度三〇分二二秒三五・〇〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三七度三〇分二二秒四・〇〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から五七度三〇分二二秒三四・〇〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一四七度三〇分二二秒一・〇〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から五七度三〇分二二秒四・五〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三七度三〇分二二秒一・〇〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から五七度三〇分二二秒四・五〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三七度三〇分二二秒一・〇〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から五七度三〇分二二秒一・二五メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一四七度三〇分二二秒四・〇〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から五七度三〇分二二秒二五・〇〇メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から五七度三〇分二二秒一〇・〇〇メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から一四七度三〇分二二秒九九・八七メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から二五〇度二九分一三秒四三・四〇メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から二五〇度二九分一三秒二・五七メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から二五九度二四分四三秒四・八一メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から三二八度一四分四二秒一五・六〇メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から七〇度二九分一三秒二一・〇五メートルの地点
- ⑳の地点 ⑳の地点から一八度五九分四八秒一五・五六メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から三二七度三〇分二二秒六一・四八メートルの地点

- ㉒の地点 ①の地点から三三七度三〇分二二秒三四・〇〇メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から八七度五七分三三秒一四二〇・一二メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から三三七度三〇分二二秒一一四・一八メートルの地点
- ㉕の地点 三、二二五・五九平方メートル
- ㉖ 面積
- ㉗ 埋立ての免許の年月日及び番号
- (一) 年月日 平成十年一月十二日
- (二) 番号 佐賀県指令九港第三号
- 五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村名 唐津市

○ 公 告

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成20年2月8日

佐賀県知事 古 川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
佐賀県肥第706号	魚かす粉末	9-5.5魚粉	窒素全量 9.0% りん酸全量 5.5%		理研農産 化工株式会社	佐賀市大 財北町2 番1号	平成26年 2月11日

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定に基づく林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成20年2月8日

佐賀県知事 古 川 康

<p>1 日時 平成20年3月7日(金) 午前10時から午後5時まで</p> <p>2 場所 佐賀県佐賀市大和町大字池上3408 佐賀県林業試験場</p> <p>3 講習手数料 14,000円</p> <p>4 申込方法 申込用紙に必要事項を記入し、佐賀県証紙をはり付けて、平成20年2月22日までに佐賀県生産振興部林業課間伐造林担当(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)へ郵送し、又は持参すること。</p> <p>5 問い合わせ先 佐賀県生産振興部林業課間伐造林担当(電話0952-25-7131)、 農林事務所林務課又は佐賀県山林種苗緑化協同組合(電話0952-24-3663)</p> <p>杵島郡白石町大字福富3451番地 福富土地改良区理事長 重富一徳から認可申請の福富土地改良区営土地改良事業(維持管理)の計画変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定したので、同条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成20年3月25日までに佐賀県武雄農林事務所(郵便番号843-0023 武雄市武雄町昭和265番地)に提出してください。</p> <p>平成20年2月8日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 福富土地改良区営土地改良事業(維持管理)の変更後の計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間</p>	<p>平成20年2月12日から平成20年3月10日まで</p> <p>3 縦覧の場所 白石町役場</p> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、平成20年1月30日南波多南部土地改良区の解散を認可した。</p> <p>平成20年2月8日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>次のとおり条件付一般競争入札に付します。</p> <p>平成20年2月8日</p> <p>収支等命令者 佐賀県出納局会計課長 小 森 修 一</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 契約名 電子収納システム用サーバ等機器賃貸借契約</p> <p>(2) 契約物品の仕様 電子収納システム用サーバ等機器賃貸借契約仕様書による</p> <p>(3) 契約期間 契約締結の日から平成25年6月30日まで (うち賃貸借期間 平成20年7月1日から平成25年6月30日まで60ヶ月)</p> <p>(4) 納入場所 佐賀県庁内(会計課長が指定する場所)</p> <p>2 入札参加者の資格に関する事項</p> <p>入札に参加する者の資格は次に掲げる要件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立</p>
--	--

てがなざれている者でないこと。

(4) 入札の日の6か月前から入札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

(5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

3 入札手続きに関する事項

(1) 担当課

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局会計課 総務・電算担当 (本館1階)

電話 0952-25-7191

FAX 0952-25-7157

E-mail kaikai@pref.saga.lg.jp

(2) 仕様書及び入札関係様式の交付方法及び交付期間

ア 交付方法

佐賀県ホームページに掲載。(URL: <http://www.pref.saga.lg.jp/>)

イ 交付期間

平成20年2月8日(金)から平成20年3月24日(月)まで

(3) 入札者に求められる義務

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに、別に定める入札参加資格確認申請書(別紙様式1)を3の(1)まで持参し、又は郵送すること。

イ 提出期限 平成20年3月3日(月)午後5時

(郵送の場合は、書留郵便により上記提出期限までに必着のこと。)

(4) 入札参加資格の確認

3の(3)で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定する。

なお、入札参加資格の確認結果は、平成20年3月10日(月)までに通知する。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は入札日時までにおいて、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産手続開始、会社更生法手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき。

エ その他本件賃貸借契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

(6) 入札書の提出方法

下記3の(8)に持参し、又は郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、平成20年3月25日(火)午後5時までに3の(1)の部署に必着とする。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封は行わない。

また、「佐賀県電子収納システム用サーバ等機器賃貸借契約に係る入札書在中」と朱書きすること。

(7) 入札書の提出期限

平成20年3月26日(水)午後4時30分必着

(8) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月26日(水)午後4時30分

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県庁 入札室 (本館1階)

(9) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第1項の規定に基づき、見積る契約

<p>金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入すること。</p> <p>イ 入札保証金の納付に代えて、規則第104条第1項に基づき、次の(ア)から(ウ)に掲げる価値の担保を供することができる。</p> <p>(ア) 国債又は地方債 額面金額 (割引債券にあっては、時価見積額)</p> <p>(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額 (発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額) の10分の8以内で換算して得た金額</p> <p>(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 (佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額</p> <p>(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額 (手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)</p> <p>(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額</p> <p>(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額</p> <p>ウ 規則第103条第3項第1号に該当する入札保証保険契約 (見積る契約金額の100分の5以上) を締結し、その証書を提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>(10) 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不能なものを提出した者</p>	<p>エ 入札保証金が上記3の(9)に規定する金額に達しない者</p> <p>オ 一人で二以上の入札をした者</p> <p>カ 代理人でその資格のないもの</p> <p>キ 期限内に入札を行わない者</p> <p>ク 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者</p> <p>(11) 入札方法に関する事項</p> <p>入札は別紙様式2の「入札書」により、本人又はその代理人が持参し、又は郵送することにより行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に別紙様式3の「委任状」を提出するものとする。</p> <p>また、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の105を乗じて得た金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望額に105分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。</p> <p>(12) 入札の撤回</p> <p>入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。</p> <p>(13) 入札の中止</p> <p>天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができない場合は、これを中止する。</p> <p>(14) 落札者の決定方法</p> <p>ア 本調達契約にあっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者であって予定価格の105分の100を乗じて得た額の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを契約の相手方とする。</p> <p>イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入</p>
--	--

<p>札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(4) 再度入札に関する事項</p> <p>各人の入札のうち予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。</p> <p>再度入札は1回とし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、そのものと契約の締結を行う。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続、契約の履行に用いる言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 契約書の作成の要否</p> <p>(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。</p> <p>(4) 質問等 公告内容に質問がある場合は、別紙様式4「質問書」に質問内容を記載し、平成20年3月3日（月）の午後5時までに3の(1)のメールアドレスへ送信すること。</p> <p>(5) 契約保証金</p> <p>ア 契約締結の際に、規則第115条第1項の規定に基づき、当該契約に係る金額の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を納入すること。</p> <p>イ 契約保証金の納付に代えて、規則第116条の規定に基づき、3の(9)のイの(ア)から(カ)に掲げる価値の担保を供することができる。</p> <p>ウ 規則第115条第3項第1号に該当する履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。</p>	<p>(6) 機器は、平成20年4月末日までに納入するものとする。</p> <p>(7) 賃貸借料については、移行作業完了後の平成20年7月1日より発生するものとする。</p> <p>(8) 賃貸借料は、1ヶ月毎の実績に基づき、その月の賃貸借料を支払う。なお、1ヶ月の賃貸借料は、契約金額を60ヶ月で除した金額（1円未満切捨て）とし、最終（60ヶ月目）支払額は契約金額の支払い残額を支払うこととする。</p> <p>(9) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。</p> <p>(10) 談合情報どおりの開札結果となった場合は談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。</p> <p>(11) この入札は当該調達契約に係る平成20年度予算が成立しない場合は、行わないものとする。</p> <p>(12) 本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成7年佐賀県規則第64号）の定めるところによる。</p> <p>(13) この調達契約は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Subject matter of the contract : Server equipment rental.</p> <p>(2) Fulfillment period : From the day of the contract to June 30, 2013.</p> <p>(3) Bid description access : Download From The Saga Prefecture Website : http://www.pref.saga.lg.jp/ (From February 8 to March 3, 2008).</p>
--	--

(4) Time and Location for the opening bids and tenders :

The meeting for tenders will begin promptly at : 4:30pm on Wednesday March 26, 2008.

Location : The Bidding Room (1st floor, Main building) Saga Prefectural Government 1-1-59 Jonai Saga-shi Saga 840-8570

If sending by mail, tenders must be sent by registered post and received by Tuesday March 25, 2008.

○ 公安委員会事項

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月八日

佐賀県公安委員会

委員長 葉師寺 宏 達

●佐賀県公安委員会規則第一号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成十五年佐賀県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)に規定する事務の項中

第75条第4項	自動車の使用制限命令を行う場合の聴聞の実施の決定 (第75条の2第3項で準用する場合を含む。)
第75条の2第1項	指示に係る自動車の使用制限命令

第75条の2第1項	指示に係る自動車の使用制限命令
第75条の2第2項	納付命令に係る自動車の使用制限命令

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

改める。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成二十年二月八日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷